

Title	講壇社会主義 (一)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.5 (1920. 5) ,p.595(1)- 605(11)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200500-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200500-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

成立は、事實不可能なるが故に、現在の弊害を一洗すべき救済手段としては、不完全ながら利益分配法に若くものなしと信するのである。(一五〇—一頁)と。

博士は斯の如き見地より實際問題としての利益分配法に就きて詳細なる研究を行へり。文章平易明快加ふに引用該博、二三種の翻譯書以外に斯種の文字に乏しき我學界の一福音たるべきは紹介者の信じて疑はざる所なり。(加田忠臣)

●豫告

謹啓春暖の候に御座候處愈々御清穆の段奉賀候陳者豫て御愛讀を賜り居候本誌來月號より左の如く値上の事に決定仕候右は御承知の如く最近更に紙價暴騰並に印刷料値上の爲め萬止むを得ざる儀に有之候間宜敷御諒察被下候上今後共一層御高庇賜り度此段廣告旁御願申上候也 敬具

一冊(壹ヶ月)金四拾五錢 郵税金壹錢五厘

大正九年四月一日

三田學會雜誌發行所

各位

三田學會雜誌 第十四卷 第五號

論 說

講壇社會主義(二)

阿部 秀 助

千八百七十一年十二月十七日發行の國民新聞(National Zeitung)は獨逸の經濟學界が未だ會つて耳にせしことなき一新熟語即ち世事に迂なる大學教授の危險思想なる意味を諷せし Katheder-Socialismus なる名稱を以て其紙上を飾るに至つたのである、而して此語の創造者は當時の獨逸にあつては最も熱心な自由主義の謳歌者「フインリヒ・ベルンハルト・オッペンハイム」(一)で、彼れが斯くの如き半ば嘲笑的の言

を弄した直接の動機は元より明白ではないが同年の秋に「ラグナー」教授が新教徒の會合で談、偶、社會問題に及ぶと共に自由主義の經濟組織を批判せしことが之れが原因と見做されてゐるのである。(一)蓋、プリンス、スミス(三)を中心として開展した獨逸の自由主義は同國に於ける實際家及言論機關に携はる人々の間に可なり勢力を得たにも不拘、同主義の特色とする處が極端な個人主義の見地に立ちて國民經濟の解決を求めんとせし爲めに、茲に一種の反動時代を齎らすことになり、而して此反動時代の代表者は主として有力な大學教授殊に當時に於ける少壯有爲の經濟學者例者シェンベルヒ、シュモラー、ブレンタノ、ワグナー、ヘルト等の人々を網羅したのである。

註一、ハインリヒ、マルンハルト、オツマンハイム(一八一九—一八八〇)は詩聖ゲーテと其郷地を同ふし、法律學を研究せし結果、一時ハイデルベルグ大學の講師に任命せられしも、其主義、政見が祖國の入る處とならざりし爲めに英、佛、瑞西等の間に放浪の生活を送つたのであるが、千八百六十年歸國の命に接し、七十三年より七十七年にかけては國民自由黨に籍を有する代議士に擧げられたのである、而して彼れはマシエスター派の色彩を有せざる自由主義者であつたのである。(Conrad, Handwörterbuch

der Staatswissenschaften. 3A. VB. s. 804. u. Friedrichowicz, Grundriss einer Geschichte der Volkswirtschaftslehre, s. 122

註二、Prof. A. Wagner, Die Strömungen in der Sozialpolitik und der Katheder- und Staatssozialismus. s. 12.

註三、シヨンプリンズ、スミスは千八百九年倫敦に生れ千八百七十四年伯林を最期の場所として此世を去つたのである、彼れが獨逸に移つたのは千八百三十年でエルビングで自國語を教授した時期以外は殆んど伯林に定住したようである、彼れは吾人が前に述べた如く獨逸に於ける自由主義の最も主要な宣傳者で、又千八百四十六年獨逸自由貿易協會の創立は彼れによつてなされたのである。(Conrad, Handwörterbuch der Staatswissenschaften. 3A. VIB. s. 1207)

二

論者の推考する處を以てすれば、斯くの如き反動時代を出現せしめし動機には、少くとも三つの主要な點があると思ふ、其第一は自由主義に依つて曝露された獨逸の現實的狀態である、既に世人の知るが如く宗教的情懐の濃厚な英國人に比すれば獨逸人は *Selbstinteresse* に囚はれ易き國民である、而して斯くの如き國民的性格に油を注だものは當時に於て自由主義の懷抱した信條である、即ち國家の積極的行動を悦ばない個人の放逸な活動は時として人は如何なる惡事を犯すも、そが

法規に違背せざる限りは許す可きものなりとの信念を抱かしめしと共に、更に他の一面に於ては當時の自由主義者が嚴肅なる意義に於ける労働問題の存立を認めなかつたことである、少くとも之が思想の宣傳者であつたブリンズ、スミスの如きは總ての社會問題を以て徹頭徹尾賃金問題のみと見做してゐたのである、(一)斯くの如く企業家の放逸な行動と労働者に對する社會的缺陷とは自から其處に之れが改善の要求を促がすことになつたのである、加ふるに當時に於ける獨逸の工業化につれて社會主義者が懷抱せし勞力搾取説の現實的價値が高められたこと、更に普佛戦争の結果、國民の國家其者に對する信念が大なるに至つたことは或點迄講壇社會主義の可能性を説明し得るものと思ふ、但斯くして成立した講壇社會主義なるものは彼の統一的な學問上の主義傾向と同一視す可きものではないのである、何んとなれば此主義には各種の傾向に於て認めらるゝ其傾向の核子又は中心となる可き充分共通的な信條が存してゐないことである、換言するば各人各種の見解を有するものゝ集合である、と云ふことである、若、強而、其共通點を求めたならば、それは積極的方面よりも寧ろ消極的方面である、即ち吾人の經濟生活

上に於ける純乎たる *Laissez faire, Laissez passer* を以て正當な現實的解決方法と見做さない點である、換言すれば自由主義者によつて屢々呪詛の的となつてゐる各種の制限が不可能であり不正當であり有害であるとの見解を排除するものである、ワグナー教授は斯くの如き消極的方面の共通性のみでは未だ學問上の傾向と見做す可き基礎が缺けてゐると主張してゐるのである、(二)事實講壇社會主義の積極的方面に就いて觀察したならば、單に理論的方面に於て例者ワグナー教授とシユモラー教授との間に各自の經濟學上に於ける研究法に就きて距離の存するばかりでなく、更に實際的方面に關した各自の見解を見ても、其處には農業上の保護關稅を悦ぶものあると共に他の一面には之れが極端な反對者も少くないのである、又、農業經營上に就きても大農主義者と小農論者と相半し、更に本位制に就きても金本位制を主張するものあると共に金銀兩本位制を可とする論者も存してゐるのである、斯くの如く其問題が重大なるものと重大ならざるものとを不問、其處には種々な見解が存してゐて殆んど學問上の所謂積極的な主義傾向を認むることが出來ないのである、只だ茲に多くの場合を通じて一事の肯定し得可き傾向は彼

等の多くが Arbeiterfreundlich である一事である、即ち彼等の主張する處によれば社會の弱者である労働者の地位を鞏固ならしむることに就いて最も必要な經濟的條件である労働時間制、賃金制度、其他、企業家對労働者の利害關係等は到底自由主義の見地に立つては之れを充分に解決することが困難である、之れを解決する爲めには勢ひ經濟生活に對する國權の發動換言すれば國家の意識的社會政策なるものが、必要である、殊に労働保護其他の労働者保護方法に就いては國家の保護時には干涉すらも必要であると云ふのである、更に簡略に云へば以上の問題に對しては從來見し如き任意主義や慈善主義一天張りでは到底不可能で、宜しく法律の力を以てす可しと云ふのである、要するに講壇社會主義者の主張は單に個人主義的な經濟組織を以て満足せずして、之れによつて生ずる社會的缺陷に對しては宜しく國家の力を利用す可しと云ふのである、コーン教授の言を借りて云へば個人主義的經濟と國家經濟との配合を適當ならしむることによりて將來、國民經濟の改造に對するよりよき發展を可能ならしめんとするものである、(三)而して此點を最も具體的に示してゐるものは國家社會主義の一派である。

註一、Dr. H. Gehrig, Die Begründung des Prinzips der Sozialreform. s. 109.

註二、Prof. A. Wagner, Die Strömungen in der Sozialpolitik und der Katheder und Staatssozialismus. s. 13.

註三、Prof. G. Cohn, Kathedersozialismus und Sozialdemokratie. (International Monatschrift. 7. Jahrgang. Nr. 1 p. 78)

### 三

講壇社會主義と國家主義とは屢々世人によつて混同せられてゐるに不拘、此兩者は決して同一でない、講壇社會主義は既に吾人が前に述べた如く概括的に見れば、其處には殆んど確然たる學問上の主義傾向なるものが存しないのである、詳言すれば個々の講壇社會主義者は實際問題と理論的方面とを不問、著しく其間に異なりた見解を有してゐる場合が多いのである、然し此講壇社會主義を標榜する一部―勿論少數ではあるが―には一種の主義傾向を認むることが出来るのである、斯くの如き主義傾向を有するものを我等は國家社會主義者と稱してゐるのである、即ち彼等は國家社會主義なる概念の下に國家の積極的な經濟政策を齎らさんとするものである、今、ワグナー教授を中心とした此派の主張に就いて見るに、今日巨額の資本が株式會社其他之れに類似した企業組織によつて私人の手に存して

あるのであるが、斯くの如く一國の經濟的活動に向つて最も必須な意義を有してある資本が個人の手に存せることは種々な意味に於て吾人の經濟的、社會的、文化的、政治的、生活の獨立を侵害するものである、かるが故に國家社會主義は一面此事實の存することを認むると共に、他面之れが有效な解決策として、若、技術上、經濟上、實現可能の場合には個人的經營を國家又は自治體の手に讓渡す可きことを希ふものである、以上を簡略に云へば經濟的事業の國有化又は自治體化を要求するものである、何んとなれば個人的經營の場合にあつては屢、一般的社會的利益が少數者の爲めの犠牲となり度外視されるに對して國家と自治體とは最も克く一般利益を確保するを以てある、次に斯くして個人の努力よりも一般的狀態によつて巨額の利益が齎らされし場合に於て、それ等の富は私經營から國家又は自治體に委せらる可きものである、更に斯くすることによつて國家は個人的な資本主義的勢力の打破を試みる事が出来るのである、次に此主義に存する第二の根本的要求は私經濟生活に於ける個人の自由な經濟的活動が屢、不健全な狀態を齎らすことを認識するに不拘、尙ほ極めて廣き範圍に亘つて私經濟的組織の維

持又は發展を肯定するのである、而して此點に於て國家社會主義は所謂社會主義なるものと異なつた傾向を有するもので、何んとなれば社會主義なるものは心理上、不可能な豫件の上に立てる者と見做せるによる、但、前にも述べた如く近世の經濟生活は不完全なもので、個人の自由な經濟的活動が時に他人を壓抑する場合が少くない、故に此點を調節する必要がある、所謂幾多の新しい問題は此方面に於て相次で發生するのである、例者、自由競争によつて構成せらるる、物價に代ゆるに公定相場を以てするが如きは其の顯著な一つである、何んとなれば現時の物價に於て見る弊害は消費者の損失を齎らすことで、此消費者の損失は主要な生活必需品の場合の如き、幾多の實際的困難の存するに不拘、公定相場によるよりは他に之が救濟策を見出し得ないのである、想ふに生産者や商人に利己心存する限り、其處に個人の利益のみに着眼する經濟的個人主義の存する限り、國家は之れに對して充分な干渉を加ふる必要があると云ふのである、更に國家社會主義が齎らさんとする第三の要求は社會的な且つ正當な財政及租稅政策である、即ち今日の公共團體にありて大なる支出が避く可からざる場合、例者國家の存在を維持するに必要

な軍事費又はは社會的事業の如き、總て是等の支出に對しては鐵道、鑛山、森林等より年々生ずる國家の收入又はは政府の手數料より、更により多くの額を必要とするのである、而して此不足額が租税によつて補足せらるゝことが必要なると共に、又た此租税が國民に向つて、正當に課せらるゝことが重要である、斯くして國家社會主義を主張するものは經濟政策上の左黨に反抗して内國消費税及關稅の正當なることを主張するもので、或點に於ては之れが増率の必要をも主張するものである、蓋、中流と下層階級の有する所得又はは財産に課税する爲めには以上、兩種の課税目は之れが最も適當な資格を有するものであると見做すのである、其他、交通税の如き取引所課税の如き、又た或意味に於て獨逸學界の產物と見做されてゐる土地價格増加税の如き、何れも國家其者の能力を發揮せしむる上に於て必要な財源である、更に中流及下層の階級が間接税の負擔を被むる如く、富豪の階級に對しては専ら直接税の方法によつて國家の必要とする費用を支辨せしめんとするものである、斯くて國家社會主義の要求は上流及中流社會中殊に負擔能力に堪ゆる者に對しては累進所得税、累進財産税或は高率な相續税を以てせんとするものである。

(未完)

ある、尙ほ最後に國民經濟上に於ける獨占事業にして公私何れを撰ぶ可きやに就きては此主義者は寧ろ後者よりも前者の優れることを主張してゐるのである。